

◆ 平成25年度自家用燃料供給施設整備支援助成 全ト協助成事業

軽油供給施設の新設もしくは軽油専用タンクの増設を行う場合にその費用の一部を全日本トラック協会が助成します。

対象装置	助成金額
①軽油供給施設の新設 (設置1カ所分のみ)	100万円
②軽油専用タンクの増設 ③増設を伴う代替 (1基分のみ)	30万円

但し、予算総額を超過した場合は、金額が減額される場合があります

【助成対象事業者】

トラック協会会員・協同組合・連合会
※交付申請は、1施設・1基1回限り
(新設か増設のどちらかのみ申請)

過去に同事業による助成金を受けた会員(グループ会社、系列会社等含む)と協同組合・連合会は対象外となります

【対象】①新設 (a) 給油所を新設する場合 (b) 既存給油所を一度更地にし、全改装する場合
但し、一部でも既存設備が残っていれば、②の扱いとなります(防火壁は除く)

②燃料タンクの増設を行う場合

③燃料タンクの代替えを行う場合 (代替前後の容量10kℓ→10kℓ対象外 10kℓ→20ℓ対象)

上記①～③のいずれかを実施し、『平成25年4月1日～平成26年1月31日までに市町村(各市町村地区消防組合等)より危険物取扱所の完成検査済証の交付を受けるもの』

以下に掲げた事業については、本助成事業の対象外です

- * 軽油専用タンク(埋設型)の設置を伴わない自家用燃料供給施設の新設
- * 自家用目的以外の転売・貸与する軽油供給施設の新設・増設・増設を伴う代替
- * 既存の軽油専用タンクの修復
- * 中古品またはリース購入による軽油専用タンクを利用した新設・増設・増設を伴う代替

【申請期間】 25年7月16日～25年7月31日(先着順で受付、予算に達し次第終了となります)

【申請の流れ】

助成金申請 → 全ト協から交付決定通知 → 市町村より完成検査済証交付 →
実績報告提出 → 助成金交付

【申請書類】 (提出部数1部) ※会員事業者と協同組合・連合会では一部様式が異なります

申請時

- ①様式1「自家用燃料供給施設整備支援助成事業助成金申請書」 ※協同組合・連合会は様式3
- ②施設工事契約書(写)または注文書・注文請書(写)
- ③危険物取扱所の設置許可申請書(写)または変更許可申請書(写)
- ④様式4「緊急時における軽油供給対応に係る誓約書」

実績報告時

- ①様式6-1「自家用燃料供給施設整備支援助成事業実績報告書」 ※協同組合・連合会は様式6-3
- ②施設整備に伴う図面(全体の概要図・平面図(タンク容量・油種を記載したもの)・立面図・所在地の記載を含む周辺地図) (写)
- ③施設工事費用請求書及び明細書(写)
- ④危険物取扱所の完成検査済証(写)
- ⑤工事施工前・施工中・完成後の写真(それぞれ施設全体が把握できる写真)

【提出先】 会員は 三ト協へ 提出 (一社)三重県トラック協会 総務部 TEL059-227-6767
組合・連合会は全ト協へ (公社)全日本トラック協会 経営改善事業部03-5323-7627

【交付決定】 交付決定は、1～2ヶ月かかる見込みです。

【助成金の振込み】 全ト協からの交付決定後1～2ヶ月かかる見込みです。
詳細は、全日本トラック協会のホームページをご確認ください

http://www.jta.or.jp/keieikaizen/yushi_jyosei/keiyu_kyokyushisetsu13/keiyu_kyokyushisetsu13.html

申請用紙については、トラック協会総務部へご連絡いただくか、ホームページからダウンロードしてください。